

## 第 600 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 14 年 11 月 8 日（金） 14:00～15:20
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 部会の開催状況
- (2) その他

### 4 配布資料

- 1) 部会の開催状況
- 2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 14 年 10 月分）
- 3) 平成 14 年 7 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 9 号）
- 4) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、須田委員、後藤委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同高見国勢統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省島田企画調整室長、経済産業省田辺調査統計部長、国土交通省総合政策局藤田企画調整室長、同土地・水資源局上関土地情報課長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

### 6 議事概要

○ 開会

竹内会長）第 600 回統計審議会を開催する。

本日は第 600 回の節目であることから、片山総務大臣にごあいさつをいただく予定であったが、本日の衆議院本会議に急遽出席しなければならなくなり、残念ながら御出席できないことになった。お知らせのみいたしておく。

#### (1) 部会の開催状況

##### 1) 企業統計部会

平成 14 年 10 月 17 日及び 11 月 7 日に開催された第 72 回及び第 73 回企業統計部会（議題：「平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」）の開催結果について、後藤部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

新村委員）3 点ほど伺いたい。

1 点目は、土地の証券化については今後の検討に委ねるとの説明であるが、証券化するとバランスシートに組み入れられなくなる。その土地及び建物をどう扱うかについての考え方の整理はできているのか。

2 点目は、第 72 回部会の結果概要に「特別集計でもいいから、土地の利用状況の変化をとらえるような集計ができないか。」と記述されているが、これについては、ど

のような検討結果になっているのか。

3点目は、法人所有の賃貸住宅の取り扱いには、どのような問題があるのか。

後藤部会長) 1点目については、法人土地基本調査の調査票に「貴法人名義の土地のみが対象で、借地権や関連会社名義の土地は含みません。信託により所有権を他者に移転している土地は、貴法人所有の土地とします。」と注釈を入れており、これで分かるのではないかと思います。

2点目の具体的な中身は、部会の結果概要における、法人建物調査の最後の「集計事項の妥当性の検討」のところで触れているが、これについては、部会において、土地利用状況の変化をとらえる集計、具体的には法人建物調査で建物が建っている土地の借地に関する表章の充実が図れないかとの要望があった。これに対して、調査実施部局からは、敷地の権限の調査は今回が初めてであり、事業地以外の建物の割合が非常に少ないということがあるにしても、表章が可能なものについてはできるだけ対応したいという説明があった。

3点目については、現在の法人建物調査では、法人が所有する建物であっても賃貸用の建物は基本的に対象外となっているが、それで良いのかという議論があった。

新村委員) それを悪いとする理由は何か。

後藤部会長) 住宅については、住宅・土地統計調査で集計しているため必要ないという意見がある一方で、法人建物調査は法人の所有している建物の利用状況を把握することを目的とした統計であるため対象とすべき、という意見もある。

新村委員) 土地の証券化については、日本では現在、信託形式が主流であるため、捉えることができると思うが、聞くところによると、譲渡所得税の関係であまり使われてはいないもののSPC (special purpose company; 特定目的会社) に所有権を移転するような仕組みがあるとのことであるが、それらとは区別できるようになっているのか。

また、先ほどの土地利用状況の変化をとらえる集計ということについて、私自身別の理解をしていたが、借地に限らず、法人の所有する土地の利用状況がリストラ等に対応してどのように変化してきているのかというような議論ではなかったのか。

後藤部会長) そうではない。

1点目に関しては、部会においてもかなり議論があり、土地の証券化の問題は、現在のところ量的には少ないものの、今後、増加するかもしれないという観点から把握すべきではないかという意見もあった。調査実施部局の説明では、平成9年から平成13年の証券化の実績は、信託協会の調査によると487件であり、このような大規模な調査を実施してもその出現割合は非常に小さなものとなることが予想され、別途、調査をした方が良いのではないかということであった。

また、SPCについては、非常に規模が小さい企業であるので、たまたま調査対象として抽出された場合は把握できるが、そうでなければ把握はできない。調査実施部局から補足があれば説明していただきたい。

最上調査官 (国土交通省土地・水資源局土地情報課専門調査官) 土地の証券化については、基本的には、信託であっても、譲渡であっても、実際の所有は元の所有者から別の法人に移る。この場合、証券化といったときには、所有権の受け手の方がどのように資金をファイナンスしたかがポイントになる。

しかし、この調査では所有の実態を聴取しているので、その裏付けとなる資金の流れまでは捕捉できない。証券化については、今後非常に重要な課題となることが予想されるが、本調査ではなく、別途ほかの手法を用いて実態把握を行い、公表をしたい。なお、現在でも一部、土地白書において証券化の実績等を公表しているところである。

菅野委員) 確かにこの調査は、所有ということが調査票記入の際の大きな基準となっており、賃貸等で所有していない場合は対象とならない調査形式になっている関係上、例えばSPCに移管されたものについて、そのSPCが対象になれば把握できるが、その可能性はほとんどゼロに近い状況であるため、この調査からは漏れてしまう。

しかし、一方で、様々な政策目的からこのような証券化というのは今後非常に重要なポイントになってくると思う。このことは、部会の所掌範囲を超えることになるかもしれないが、何らかの形でこれを把握することは極めて重要な課題であると考えてるので、最終報告の中に盛り込んでほしい。

美添委員) 先ほど、新村委員が土地利用状況の変化をとらえる集計について誤解をしていたとの発言をされたが、私も同様の誤解をしていた。

この統計により、調査実施者が過去の平成5年から平成10年にかけて法人単位で同じ番号を付けてパネル化の作業を行っているものと理解している。そうであれば、新村委員が指摘したように、借地ではなく、保有する土地の利用がどのように変化してきたのかという本当に知りたい問題そのものが個票の単位で分析、集計できるはずである。

部会の結果概要に「特別集計でもいいから」と書かれているのは、おそらく調査内容はこのままで良いとしても、今回の集計計画案の中にこのような形が明示的に書かれていなかったためであろう。

集計した結果のみを見るのではなく、個別の法人で、どのような変化が、どのような原因で起きているのかという分析結果が明確に分かるものがあれば、この調査の重要な目的の一つとしても反映されるのではないかと思うので、是非検討していただきたい。

最上調査官) 今、集計方法の検討を行っているところであるが、引き続き結果精度を上げた上で、何らかの形で実現させていきたい。

竹内会長) 土地利用の変化を分析するに当たっての現時点の問題点は何か。

上関課長) 今のところの問題としては、5年前の法人のコード体系と現在の法人のコード体系が一体的にとれず、法人の接続がなかなか難しいという点がある。

竹内会長) パネル化を行うことは必ずしも容易ではないということか。

上関課長) パネル化については、時間はかかるものの実現できると考えている。今回は、法人コード体系について再度見直しを図り、パネルを作りやすい環境づくりに取り組んでいきたい。

竹内会長) パネル化ができれば、土地利用の変化の分析ができるのか。

美添委員) パネル化はできているが、新設と統合等についてどのような扱いをするかという技術的な問題が残っている。

竹内会長) 企業が他の企業に売却されてしまったケースは問題外としても、企業そのものの名

称変更や合併等の場合の扱いが難しいということか。

美添委員) そのとおり。

須田委員) 先ほどの菅野委員の発言と全く同じであるが、証券化の問題は非常に重要であるため、既存の統計によることが困難であれば、新しい統計により積極的に考えていただきたいと思う。

美添委員) 土地を把握するときには、所在地ベースで把握するか、所有者ベースで把握するかという2つのアプローチがある。この統計調査の特徴は、明らかに所有者ベースであり、今の要望はこの統計では非常に難しいので、必要があれば他の何らかの調査なり行政報告などを用いることになるだろう。

篠塚委員) 今の問題に関連して、法人建物調査の部会長報告で、行政記録を用いた業務統計の可否については、家屋課税台帳の利用は制度的な制約により困難であるとの説明であった。今後、困難であっても何らかの形でアプローチしていくべきという流れはないのか。困難であるからこのままにしておくということか。

後藤部会長) 現行法の下では、個別に委任状を取る必要があり、非常に手間がかかることから、むしろ利用しない方が良いということになっている。

将来的には、そのようなデータを統計目的に利用することが可能になることは望ましいという意見はあったが、例えば、法改正を行うべきであるというような具体的なものまでは議論していない。しかし、同じような問題は、いたる所に共通してあると思われる。

竹内会長) 私の理解するところでも、法律が変わらない限り利用できず、法律自体がこのままで良いのかという問題は、他にも多くあると思う。

つまり、他目的の利用が厳しく制限されているのは、それが悪用されたり、様々な目的に軽々しく使用されては困るということが前提にある。しかし、統計に利用するときは、そのようなものとは異なるわけであり、一般的にルールが確立されれば良いが、今のままでは不可能であろう。

美添委員) 今の件について、法律的に利用することが難しいという理由もあるが、もう一つには、実験的に国土交通省が実際に課税台帳を点検した結果と企業から回答された統計調査票の結果とは必ずしも整合していないということがある。

使える情報は、利用可能となれば改善に結びつくが、本件については、そのままで代替できるほどの情報は得られないのではないか。

最上調査官) 現行の法制度に基づき予備調査したところ、土地・建物の所在は大部分は一致していたが、一致していないところも1割程度はあった。

竹内会長) 1割程度であれば、使えないこともないだろう。今のように手間がかかるから駄目だという前提ではなく、むしろ容易に利用できるのであれば、若干のブレは許容できるのではないか。

上関課長) 補足させていただくと、調査事項の中で、例えば敷地の権限、建物の貸与の有無、工場建物の有形固定資産額等は課税台帳では把握できないものであり、建築時期についても台帳記載の有無は自治体で区々となっているという問題がある。

また、乖離が大きくなる原因としては、課税台帳上の利用現況と実際の法人側の回答した利用現況がかなり異なっているということも、一つの問題としてあるのではな

いかと思う。

竹内会長) 利用状況が異なることについては、課税台帳の方が古いことによるのではないか。

飯島委員) 経団連で先般、ある法人の固定資産調査を実施するというので統計部会を開催したところ、様々な意見があったが、その中で本件と共通すると思われるのは、企業分割、企業統合であり、これがここ数年間で予想以上に行われていることが分かった。このようなことを念頭において、報告者側が報告しやすいような説明と基準の設定を是非整理していただきたい。

また、本調査はプレプリント調査方式を導入することとされているため、課税台帳を利用しなくとも、これにより調査票記入の事務量が軽減されると思う。

こうした中で、土地の保有状況、保有する土地の利用状況の2つがこの調査の主目的と考えられることから、5年周期が妥当であるとしているが、5年間でかなりの変動があるとすると、環境の変化に応じて調査周期を短縮、あるいは特別調査を実施するということもあり得るのではないか。

大きく変化があれば、その変化の内容をよく吟味し、どのような状況下でそういう動きがあったのか、よく議論していただきたい。

竹内会長) 部会の結果概要に「5年間でだいぶ動きがある」と記述されているが、この「だいぶ」という表現は、人によっては非常に大きいという意味と、少しぐらいという意味とがあるような気がするが、具体的にはどのようなことを意味しているのか。

最上調査官) 「だいぶ」というのは非常に意味合いが難しいが、調査実施者として得ている情報によれば、地域によって変化にかなりの差がある。

調査しなければはっきりとは分からないが、地方では県庁所在都市以外は動きが少ないが、一方では、規模が大きく、機能が高度になる都市ほど土地の動き、所有、利用の動きが大きいと考えている。東京の都心部などの規模の大きい地域は「だいぶ」と言えると思われるが、これも実際に調査してみないと分からない。

竹内会長) 動きが少なければ、むしろ5年周期でも短いため、周期を長期化してもよいという意見もあると思うが、逆に動きが多い場合は、5年周期では具合が悪いということになるだろう。例えば、5年間で2回以上動きがあった土地については、予備調査などで把握しているのか。

最上調査官) それは不可能である。

竹内会長) 5年間で2回以上の動きがあれば、5年周期より短くしなければならないが、そのようなケースは多いのか。

最上調査官) そこまでは把握していない。

竹内会長) 5年周期が妥当であるか否かについては、私には全く見当がつかないが、このような統計調査は、統計の接続が難しくなることからやたらと周期を変更するわけにもいかず、一応は固定しなければならないと思う。飯島委員の考えでは、5年は長すぎるというイメージか。

飯島委員) 最近のここ数年の動きは非常に激しく、法人の土地・建物の問題については、不動産業者と、土地自体を売る目的ではなく、生産手段として保有している製造業者とではかなり違うと思う。

私の会社でも経験があるが、今は売るに売れない。売れば大幅な赤字となり、購入

時の簿価よりもはるかに低価格で売却しなければならないため、決算が成り立たず、やむを得ず保有している場合がある。

また、法人が生産用地として保有しているものについては、リストラの進行とともに、生産用地であったものが、形は生産用地であっても使用せず、建屋も放置している例がある一方で、借地、貸与等の方向に利用している例もある。

かつてのように、土地さえあれば銀行から融資が受けられるという土地本位制の時代は過ぎ去っており、土地に対する営業目的の場合と生産目的の場合の土地の保有状況と活用状況は、ここ数年で大きく変わっているだろうと想像している。

最上調査官) その点については、今回の調査で把握していきたいと考えている。国土交通省としても土地の所有形態、利用形態がこの10年ないし最近の5年間では大きく変化していると考えている。しかし、実証する手段としては、現時点ではこの統計しかないと考えている。

竹内会長) この統計調査の結果を見て、次の調査をどうすべきかを考えるということか。

最上調査官) そのとおり。

美添委員) その点に関しては、約50万法人を調査対象とするこれほど大規模な構造調査を5年周期より短縮するということが非現実的ではないか。

土地の取引であれば、国土交通省が実施する「企業の土地取得状況等に関する調査」で必要な項目を捕捉する方がはるかに現実的ではないか。

最上調査官) その統計では、資本金1億円以上の企業を対象に実施している。

美添委員) その調査は毎年実施されており、とらえる必要があれば、必要な事項を周期的に加えることを検討していただいた方が現実的だろう。

竹内会長) 土地の問題は、依然として非常に重要なことであるため、今後も十分検討していきたい。

## 2) 国民生活・社会統計部会

平成14年10月25日及び11月1日に開催された第95回及び第96回国民生活・社会統計部会(議題:「平成15年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」)の開催結果について、廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

廣松部会長) 結果報告の補足をさせていただきたい。この住宅・土地統計調査と企業統計部会で審議している法人土地基本調査及び法人建物調査とは大変密接な関係がある。いくつかの点で両調査間の調整が必要と考え、後藤企業統計部会長と時間を設けて相談した。

調査内容に関しては両部会の結果報告で紹介したが、両者の関係について、いくつかの問題がある。第一に、住宅・土地統計調査の調査時点は10月1日現在であり、法人土地基本調査及び法人建物調査の調査時点は1月1日現在であるというように、両調査の調査時点に差がある。これは、両調査の性格からして致し方のない点であり、もし両調査を合わせて資産推計を行う場合には期間の調整が必要になると思われるが、これは推計段階での調整の問題であり、両調査間の調査時点を合わせることは不可能と判断した。

また、法人建物調査の場合には、200平方メートル以下の建物に関しては総面積の

みをとらえ、住宅・土地統計調査では現住居以外の住宅に関しても総面積のみをとらえるというように、かなり簡略化している。この点に関しても、やはり、資産推計の際に問題となると考えられるため、その際十分に工夫していただくよう要望したい。

後藤部会長との相談の際に出た主な論点は以上の点であり、その他の点についてはそれぞれの部会の審議で議論することとした。

竹内会長) つまり、住宅及び土地については、両調査を合算すればオーバーラップもなければ脱落もないということになるのか。

廣松部会長) 脱落については分からないが、少なくともダブルカウントにはならないように調整はされている。

竹内会長) 脱落というのは、すべての帳簿にあり得るが、原理・原則的には脱落はないと考えて良いか。

廣松部会長) そのとおり。

竹内会長) 法人というのは、公企業や地方自治体も含まれているのか。

廣松部会長) それらは調査対象とはしていない。

竹内会長) そうであれば、例えば地方自治体が所有しているようなものはどのように扱うのか。

最上調査官) 別途、行政情報として収集する。

竹内会長) 地方自治体等については行政情報で収集し、全てを合わせたものが統計表となるのか。

最上調査官) それは国土交通省側で集計表を作成する。

篠塚委員) 調査事項で廃止予定であった前住居の居住室の畳数を復活させることになったということは、良い判断だと思う。これにより、住居の質がどのように向上したかが分かる。

畳数が増えれば普通は快適な住居になったと考えるが、調査票とは別に、駅からの距離の情報等の調査単位区情報というものがある。

最近では、土地・家屋の価格がかなり下がっているため、今までよりは居住面積は狭くなったものの、都心部に戻ってくるケース等も考えられるが、調査単位区情報とこの調査結果により、居住者にとってのプラス・マイナスなど様々な状況がクロスして見られるようになっているのか。

高見課長) 現住居については、当然、調査単位区情報とマッチングさせ、駅からの距離別の住宅数等様々な集計が可能である。しかし、前住居については、駅からどれくらいの距離であったかというところまでは調査できないため、駅からの距離が近くなったため面積が狭くなったかどうかという関係までは分からない。

廣松部会長) 前住居に関する情報は、民営賃貸住宅、公団・公社等の質の違いも当然あると思われるが、現在取られているのは市区町村の情報までであり、先ほどの調査単位区情報とマッチングさせることは難しいだろう。

舟岡委員) この調査は、住戸の調査であるが、実態は世帯を対象とした調査である。同一住居であっても別生計の2世帯がある場合は、合わせて調査するのか。

また、既定の標本数のみを調査するように設計されているが、実際に調査員が住戸に出向いたときに、別生計の複数の世帯が存在している場合、1世帯のみを対象とするのか、それともその住戸に居住している複数の世帯を対象として調査するのか。

高見課長) 調査員が事前に調査区を回る際に住戸番号を付けるが、そこに同居世帯があるか、2世帯住宅かどうかについては、外見では判断できないので、実際に調査となってその住戸に出向いたときに、複数世帯が居住していればそのすべてを対象とする。

また、同一住宅・別生計の世帯については、一方を主世帯、もう一方を同居世帯として、両方別々に調査票を配布するが、同じ住戸番号が振られていることから、集計上一緒にして、建物単位で集計することは可能である。

美添委員) 先ほど廣松部会長から詳細な部会結果報告を頂いたが、調査事項等については、それで結構だと思う。抽出方法を変更した点についてのみ、どのような議論があったのかを確認したい。

従来、調査区の一部の基本単位区を集落抽出し、全数調査していた方法から標本抽出にするということで、調査客体の心理的抵抗、あるいは調査実施者である都道府県の負担軽減が図られている。東京都からも御発言いただけると有難いが、都道府県としてもこれにより特に作業量が増えることはないということと、調査協力も比較的良い調査であるということが部会でも確認されている。

それに加えて、調査区の中を単位区分割することにより、都道府県の負担がかえって減るのではないかという議論もあった。今回は、かなりの調査方法の設計変更であるが、プラスの評価をしても良いのではないか。

早川部長) 今回は大きな調査方法の変更ではあるが、都道府県としては基本的に大きな負担にはならない。市町村段階、あるいは調査員段階の2段階抽出の抽出方法についてできるだけ簡略化していただくということと、抽出方法の説明の仕方をできるだけ分かりやすくしていただかないと現地で混乱が生ずる可能性があるため、その点を十分留意してほしい。

高見課長からも、審議会の場合においてこのことを説明しておいてほしい旨依頼されていたが、基本的には市区町村段階、あるいは統計調査員が実務に当たる際には配慮をお願いしたい。

廣松部会長) その点に関しては、部会においても調査実施部局から十分に配慮する旨の御発言を頂いており、御要望に沿えるような形で実現できると考えている。

## (2) その他

### ○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成14年10月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「経済産業省生産動態統計調査」及び「小売物価統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「家計消費状況調査」及び「病院報告」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料2による報告が行われた。

### [質 疑]

美添委員) 小売物価統計調査に関しては、部会審議の際に5年周期の改定であることを確認している。5年周期という基本的な趣旨は、昭和56年に当時の統計審議会において指数の改定を5年置きに行うこととしたことによる。

その理由としては、当時は石油危機の直後の時期であり、また、各省が使っている

季節調整法の手法も違い、指数の基準改定の時期は慣例として5年に近かったものの、5年周期で実施するということが判然としていた。石油危機の時期を経た段階で、政治的な圧力で基準改定を行うことを避けるべきであるという主張があり、改定の周期を5年にしたと伺っている。

この小売物価統計調査が消費者物価指数を計算する上での基本の調査であるとする、消費者物価指数についても5年周期の改定というのが原則であることを確認しているが、消費構造に急激な変化があるときに、5年に1度の改定では時代を反映しないということから、中間年でも必要に応じて追加、廃止を行うこととしたものである。

このこと自体はプラスの評価ができるが、そのためには基準が明確でないと、恣意性が入る可能性があり、政府の統計に対する信頼性が十分確保できないという危険性がある。

今回の小売物価統計調査と、これを受けた消費者物価指数の改定に関しては、十分な根拠が明示されていることから、個人的には高く評価したい。しかし、この趣旨を理解せずに、どの統計においても5年周期の中で数多く改定しても良いという誤解が生じることがないか心配している。

政府の統計は政治的圧力を絶対受けていないということは、この場にいる審議会の委員及び各省の方々には十分理解し、自信を持って統計調査を実施しているはずであるが、報道関係者は必ずしもそのように思っていないのではないかという心配もある。  
竹内会長) おそらくそのとおりであろう。この審議会議事録を作成すれば、新聞社にも伝わることになるであろうから、その意味で確認していただくことは良いと思う。

舟岡委員) この機会に確認したいが、経済産業省生産動態統計では、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する「一括調査方式」を今回導入することとしているが、これは固有番号が各事業所に付与されていて、本社事業所と支社・支所等の事業所について区別ができるコード体系になっているのか。

田辺部長) コード体系については、区別ができるようになっている。しかし、OEMなどの委託生産については、正確に実態を把握していなかったため、報告の重複等の事態が生じたこともあり、今回、一括調査方式を導入し、自社生産や委託生産等、どこで生産しているかを明確にすることにより、統計の精度を確保することとした。

竹内会長) OEMについて、もう少し詳しく説明していただきたい。

田辺部長) 従来、大手企業が、調査対象外の子会社や関連会社等の小規模企業に生産委託していた場合には、OEM生産ということで大手企業の生産分として扱ってきた。しかし、これらOEM生産分を含めて報告していると委託先からも報告があり、重複してしまうことになる。このため、制度として、委託生産の場合は委託先を、あるいはどこの代理報告をしているかを明確にすることとした。

新村委員) この承認等の案件とは直接の関係はないが、この家計調査と密接な関係にある家計消費状況調査と、資料4で12月下旬に公表予定とされている就業構造基本調査については、国民生活・社会統計部会で様々な問題についてかなり熱心な議論があったため、部会の場でも良いので、議論の結果がどのように反映されたかを何らかの形で報告していただきたい。

柚木部長) 8月に開催された第598回統計審議会の終了後において、就業希望状況調査の結果

報告をさせていただいた。同様に、ただ今御指摘を頂いた点についても、結果が公表され次第、審議会の要望を踏まえて、適切な時期に事務局から調査実施部局にお願いして報告していただくことにしたい。

新村委員) 了解した。

柚木部長) 統計審議会第 600 回を記念した資料集 (「統計審議会 50 年の歩みー審議会開催 600 回記念ー」) を作成したので、参考までに事務局から配布させていただく。

—以 上—